



平成 19 年 6 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 加ト吉
代表者名 取締役社長 金森哲治
(コード番号：2873 東証第一部・大証第一部)
問合わせ先
責任者役職名 取締役専務執行役員
管理統括本部長
氏 名 島 田 稔
T E L (0875) 56 - 1141

当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社連結子会社である加ト吉水産株式会社(以下「加ト吉水産」といいます)は、平成 19 年 6 月 1 日付(訴状送達日：平成 19 年 6 月 13 日)で大阪地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当社は本件訴訟における当事者とはなっておりません。

記

1. 訴訟を提起した者

- (1)名 称：茶谷産業株式会社(以下「茶谷産業」といいます)
- (2)所 在 地：大阪府大阪市中央区安土町 1 丁目 8 番 15 号 野村不動産大阪ビル

2. 訴訟の内容および請求金額

- (1)訴訟の内容：売買代金等請求訴訟[事件番号 平成 19 年(ワ)第 6419 号]
- (2)請求金額：金 3,426,434,547 円及びうち金 3,341,272,436 円に対する平成 19 年 6 月 1 日から支払済みに至るまで年 6 分の割合による金員

3. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

大阪の中堅商社である茶谷産業が、加ト吉水産に対する上記の売買代金債権等を有しているとして、本件訴訟の提起に至ったものであります。

4. 今後の見通し

(1) 茶谷産業との訴訟について

加ト吉水産は、茶谷産業との訴訟について法廷で適切に対応して参ります。

なお、当社及び加ト吉水産は、上記売買代金債権の根拠となる売買契約に関する「売買契約書」において使用された加ト吉水産の代表者印、会社名・代表者名を表示するゴム印は、いずれも偽造されたものであり、当該売買契約は無効であって、茶谷産業の加ト吉水産に対する上記売買代金債権は不存在であると認識しております。

(2) 業績等に与える影響について

当社および加ト吉水産は、茶谷産業が主張する売買代金の支払義務はないと認識しておりますが、仮に茶谷産業の加ト吉水産に対する売買代金請求が裁判所により認容された場合には、認容額と同額の損失が新たに加ト吉水産に発生し、その親会社である当社の連結財務諸表にも影響を与えることとなります。

今後も、事態の進展に応じて、必要な事項をお知らせしてまいります。

以 上